

北海道文化財保存活用大綱

令和 2 年 8 月

北海道教育委員会

はじめに

北海道に初めて人が住んだのは、約3万年前に遡ると言われ、本州と同じように旧石器時代を経て縄文時代に移り変わってきました。その後、日本の他の地域では、稲作をはじめとする農耕を基盤とした生活が営まれるようになりました。一方、狩猟・漁撈^{ぎょうろう}や採集等を中心とした生業^{なりわい}のもとで社会・文化を営んできた本道では、本州や樺太・千島列島などと交流しながら、アイヌ民族が自然と巧みに共生した生活を営み、様々な口承文芸や伝統的儀礼など固有の習慣や文化を発展させ、現在まで継承しています。

道南地方では早くから本州の生活や文化が伝えられ、17世紀以降になると、北前船による交易で栄え、道北・道東にも、豊富な資源を求める人々の活動がもたらす生活文化が広がっていきました。明治2年（1869年）に明治政府は札幌に開拓使を設置するとともに蝦夷地を北海道と命名し、内陸の開拓を進めると、移住者により日本各地からの文化がもたらされ、独特の生活文化を形成することとなりました。

本道にはこうした長い歴史に育まれた文化伝統に加え、西洋文化の導入により近代化を遂げた建造物、また、広大で自然豊かな大地が織りなす文化的景観や各種の天然記念物など、多種多様な文化財が存在しています。

これらの文化財は、本道の歴史や文化、自然を知る上で欠くことのできない貴重な財産であることは言うまでもありません。

しかしながら、本道では人口減少や少子・高齢化が急速に進み、文化財を取り巻く状況も著しく変化しており、その適切な保存と活用を図ることはこれまで以上に困難で、重要な課題となってきました。

こうした社会状況の変化に対応するため、北海道教育委員会では、市町村や文化財の所有者などが計画的に保存・活用することができるよう、道内の文化財の保存・活用に関する総合的な施策の大綱を策定することといたしました。

この大綱により、本道に所在する文化財が適切に保存・活用され、文化財に対する道民の理解や関心がこれまで以上に深まることを期待しています。

令和2年8月

北海道教育委員会教育長

目 次

序章

- 1 大綱の目的 1
- 2 大綱の位置付け 1

第1章 文化財の保存・活用に関する基本的な方針

- 1 基本理念 4
- 2 保存・活用方針 6

第2章 文化財の保存・活用を図るための措置

- 1 文化財の保存・活用に係る取組 8
- 2 アイヌ民族に関わる文化財の保存・活用に係る取組 9
- 3 世界遺産（文化遺産）の登録と保存・活用の推進 10
- 4 北海道が管理する文化財の保存・活用 10

第3章 市町村への支援の方針

- 1 文化財の保存・活用に関する取組への支援 12
- 2 市町村が策定する文化財保存活用地域計画への支援 12
- 3 支援体制 13

第4章 防災・災害発生時の対応

- 1 防災のための取組方針 14
- 2 災害発生時の対応方針 14
- 3 復旧に係る取組方針 15

第5章 文化財の保存・活用の推進体制 16

<参考資料>

- 道内の指定等文化財の総括表 23
- 1 国指定文化財一覧 24
- 2 道指定文化財一覧 31
- 3 国選定文化財一覧 36
- 4 国登録文化財一覧 37
- 5 国選択文化財一覧 42

序章

1 大綱の目的

本道には地域の歴史や文化、自然の特徴を示す有形・無形の貴重な文化財が多数存在し、これまで長きにわたって道民の共有財産として保存、伝承されてきましたが、近年、過疎化や人口減少、少子・高齢化などにより、本道の文化財を取り巻く環境は大きく変化しています。

一方で、文化財をかけがえのない宝として、人々の交流や地域づくり、子どもたちへの教育活動に生かすとともに、道民をはじめ、道外や海外の人々にも本道の文化を知ってもらうための観光資源として活用する取組も広がってきています。

こうした中、北海道教育委員会（以下「道教委」という。）では、文化財を保護し、将来にわたって適切な保存・活用を図ることを目的として、本道における文化財の保存・活用の基本的な方向性を明確にし、道内における各種の取組を進めていく上での共通の基盤となる「北海道文化財保存活用大綱」を策定することとしました。

【本大綱の対象とする文化財】

文化財保護法第2条に規定される有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群の6つの類型のほか、土地に埋蔵されている埋蔵文化財や、文化財の材料精製・修理等の伝統的な保存技術についても対象としています。

なお、これらの中には、国、道、市町村に指定されたものだけでなく、行政による保護措置が図られていない、いわゆる未指定文化財も含まれます。

2 大綱の位置付け

本大綱は、文化財保護法第183条の2の規定に基づき、本道における文化財の保存・活用に関する総合的な施策について、その方向性や施策の根本となる方針を定めるものです。

また、本大綱において、市町村への支援や災害発生時の対応なども含め、より具体的な方向性や方針を示すことにより、市町村と一体となった取組を進めるとともに、北海道総合計画や北海道教育推進計画がめざす方向に向け取組

んでいきます。

さらに、「持続可能な開発目標（SDGs）」の、主に以下のゴール（ターゲット）の達成に資するものです。

- ・ゴール 11（ターゲット 11.4）



【文化財保護法（抜粋）】

第 183 条の 2 都道府県の教育委員会は、当該都道府県の区域における文化財の保存及び活用に関する総合的な施策の大綱を定めることができる。

2 都道府県の教育委員会は、文化財保存活用大綱を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、文化庁長官及び関係市町村に送付しなければならない。

【北海道総合計画（抜粋）】

第 3 章 政策展開の基本方向

大項目（分野）3・・・人・地域（地域を支える人と基盤を創る）

中項目（政策の柱）(4)・・・ふるさとの歴史・文化の発信と継承

小項目（政策の方向性）

- 北海道独自の歴史・文化の発信と次代への継承
- 先人から受け継いだ財産を活かした新たな展開
- 生活に潤いと豊かさをもたらす芸術文化の振興

【北海道教育推進計画（抜粋）】

■施策の方向性

- ・ 未指定文化財の調査や文化財の指定・登録等を推進するとともに、指定文化財の適切な維持管理に努めます。また、文化財に関する情報の発信や文化財に親しむ機会の提供等により、文化財の活用に取り組みます。
- ・ アイヌ民俗文化財の保存・伝承の取組について着実に推進します。

【持続可能な開発目標（SDGs）】

SDGsとは、2015年9月、「国連持続可能な開発サミット」において採択された「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」で掲げられた、2030年までの国際社会全体の目標です。

17のゴール（目標）と169のターゲットから構成され、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範な範囲に統合的に取り組むこととしています。

ゴール11(ターゲット11.4)は、「包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する(世界の文化遺産及び自然遺産の保護・保全の努力を強化する。)」です。

第1章

文化財の保存・活用に関する基本的な方針

文化財は過去と未来をつなぐ道民の財産

～身近な文化財を「まもり」、「はぐくみ」、地域の資源として「いかし」ます～

1 基本理念

～文化財を「まもり」ます～

文化財は、本道の長い歴史の中で生まれ、育まれ、今日まで守り伝えられてきた貴重な財産であり、縄文文化やアイヌ民族の文化、本州から伝えられた文化などにより形成されてきた本道の歴史を知る上でなくてはならないものであるとともに、今日の地域文化の礎となっているものです。

特色ある動植物やその生態系、また過去の生物のすがたや自然史を伝える化石などは本道の自然を知る上で大変重要なものです。

こうした文化財を通して多様な文化や自然を学び、今を生きる自分を見つめ、理解し、他の地域との違いを知ることにより、北海道への愛着を持ち、道民が将来にわたって共に支え合いながら暮らすことができる豊かな社会を実現することができます。

しかしながら、文化財は、一度失われてしまえば再現することが難しいものであり、近年の過疎化や少子・高齢化などに伴う後継者不足や維持管理体制の脆弱化、開発事業や自然災害により散逸・消滅の危機に瀕している文化財は少なくありません。

道民の貴重な財産である文化財を保護し、将来に引き継いでいくことは、今日を生きる我々の責務です。

～文化財を「はぐくみ」ます～

また、道内各地には、行政の指定を受けている文化財以外にも多数の文化財が存在しており、いずれも貴重な財産であることから、将来に継承していく必要があります。

例えば建造物などの有形文化財は、適切な時期に様々な保存修理を施し文化財としての価値を保ち、地域住民をはじめ、多くの人々に知ってもらうことで、

文化財として生まれ、これまで保存されてきました。

また、民俗芸能などの無形民俗文化財は、時代の変遷とともに変容を繰り返しながら、地域の人々に愛され、親しまれてきたことで、文化財として生まれ、これまで伝承されてきました。

文化財を将来に継承するためには、道民の文化財に対する理解をさらに深めることや、それらを保護する心を育てることで、文化財を育んでいくことが重要です。

～文化財を地域の資源として「いかし」ます～

文化財の危機をしっかりと乗り越えるために、文化財を貴重な財産として位置付け、北海道の宝として活用し、地域活性化のチャンスに変えていきます。

現在のみならず、将来にわたり人々が、変わることなく文化財の魅力や価値を享受できるよう、文化財の所有者だけでなく、道や市町村などの行政機関、さらには、民間団体や地域住民が一体となって文化財を守るとともに、本道独特の豊かな自然環境や食の恵みなどを活かした多面的な活用を進めることにより、文化財から生じる社会的・経済的な価値を地域の発展につなげ、文化財の保存と新たな価値の創造の好循環を生み出さなければなりません。

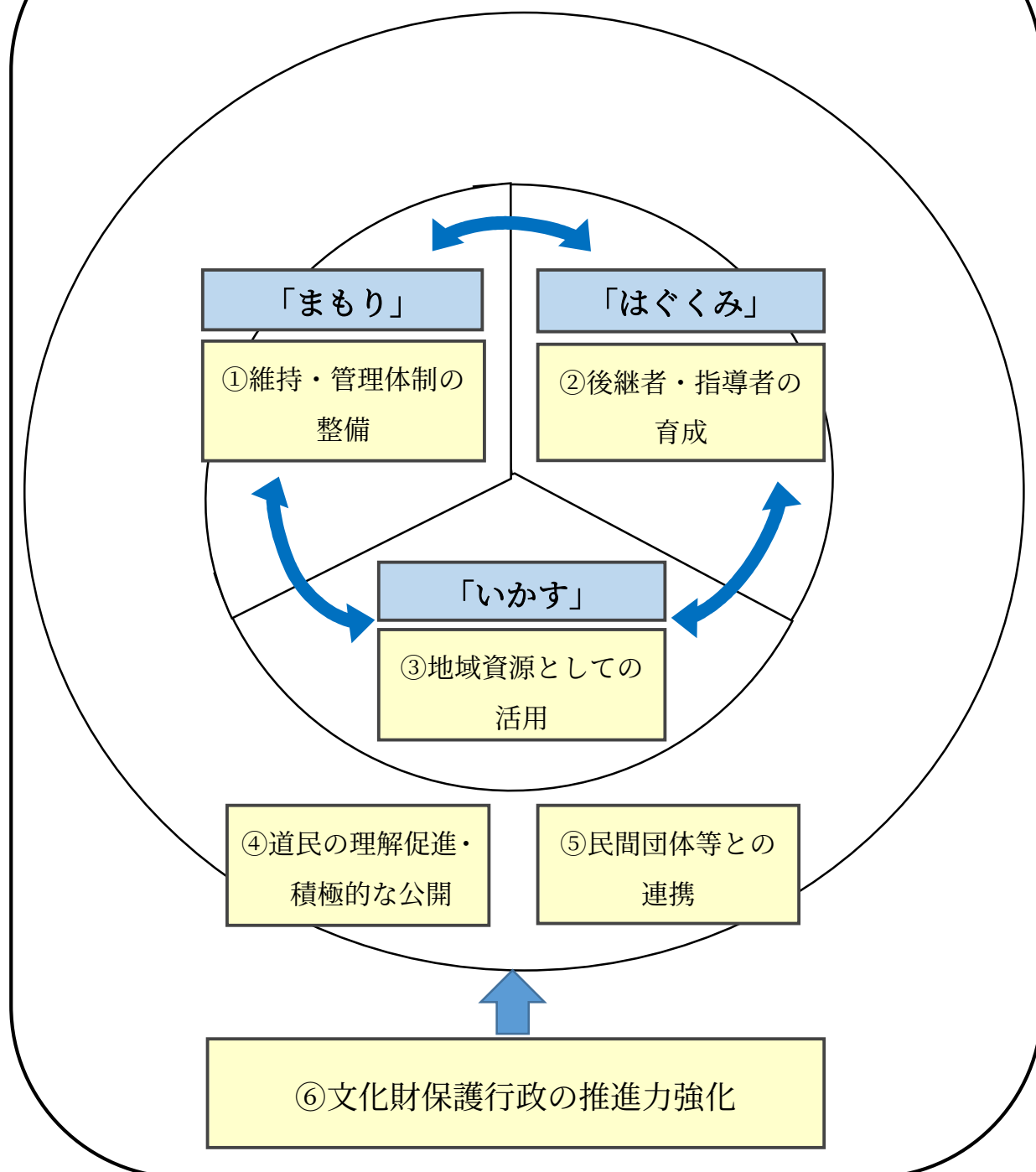
なお、文化財の保存と活用は相反するものではなく、相互に効果を及ぼし合いながら、共に次世代への継承という目的を達成するために必要なものであり、文化財保護の両輪となるものです。

また、学校教育及び社会教育の場で文化財を活用することは、子どもたちが北海道の歴史や文化、自然を身近なものとして理解することとなり、北海道総合教育大綱の基本理念で「求められる人間像」として掲げる「ふるさとを愛し、グローバルな視点で地域の発展のために行動する人」を地域で大切に育むことにつながります。

2 保存・活用方針

- 文化財としての価値を後世に向けて確実に維持する
- 文化財としての価値を踏まえ適切に現代社会に生かす

身近な文化財を「まもり」、「はぐくみ」、
地域の資源として「いかす」



① 維持・管理体制の整備	● 所有者が個々の文化財について保存・活用に係る計画を策定し、保存・活用の考え方や具体的な取組の内容について検討することが大切です。 ● 有形文化財は、自然災害や経年により毀損・劣化しますが、維持・修理・補修は、専門的な知識・技術のもと、中・長期的視野に立って継続的・計画的に実施する必要があります。
② 後継者・指導者の育成	● 民俗芸能や民俗技術などの無形の文化財は、少子高齢化や人口減少などにより、多くの保護団体などにおいて伝承・活用に支障をきたしており、後継者や指導者の育成が必要です。 ● 発表の機会を確保して指導者の意識高揚を図るとともに、地域住民や子どもたちの理解を深め後継者候補を掘り起こすなど、保存団体の体制強化が必要です。
③ 地域資源としての活用	● 有形・無形を問わず、文化財やその周辺環境を総体的に捉えて地域の資源として活用することにより、まちづくりや地域の活性化につなげていくことが求められます。 ● 特に観光面での活用は、観光客が地域の文化財に触れることで、地域の魅力が文化財を通じ、広く発信されることが期待されます。 ● 活用に当たっては文化財の専門家等の指導・助言などに基づいて行う必要があります。
④ 道民の理解促進・積極的な公開	● 文化財の保存・伝承のためには、文化財に対する人々の理解を深め、地域全体で守る機運を高める必要があります。 ● 積極的な公開や情報発信により、人々が文化財について理解し、触れる機会を提供するとともに、文化財継承の担い手として様々な活動に主体的に参画する機会を確保することが大切です。
⑤ 民間団体等との連携	● 文化財の保存・活用についてノウハウを持つ民間団体等と連携することにより、安定的な維持管理や効果的な活用が図られることが期待されます。 ● 地域の文化財の保存・活用に係る民間の活動を積極的に位置付け、民間と行政がビジョンを共有しながら協働して取り組むことが大切です。
⑥ 文化財保護行政の推進力強化	● 道は、市町村の境界を越えて広域的に捉えることが望ましい文化財の保存・活用においては、関係市町村の連携の促進や総合的な取組を推進する必要があります。 ● 市町村は、域内の文化財について把握を進めるとともに、所有者や道と連携して域内の文化財を総合的に保存・活用する取組を推進する必要があります。

第2章

文化財の保存・活用を図るための措置

身近な文化財を「まもり」、「はぐくみ」、地域の資源として「いかす」ために道教委では、市町村や所有者等と連携の上、未指定のものを含めた道内の文化財を広く把握し、道指定を推進するとともに、適切な保存・活用を図るための取組を推進します。また、アイヌ民族に関わる文化財の保存・活用に係る取組や世界遺産の登録と保存・活用に係る取組について、積極的に推進します。

1 文化財の保存・活用に係る取組

①維持・管理体制の整備
●所有者による個々の文化財の保存活用計画策定への支援 ●文化財調査員による文化財の現状把握及び必要な保全措置の働きかけ ●専門家の派遣に係る支援及び職員の派遣 ●建造物に係る耐震化の促進
②後継者・指導者の育成
●地域の歴史や文化財に関する児童・生徒の理解促進 ●保存団体間の連携・交流を深めるための機会の提供 ●後継者育成に係る取組事例に関する情報提供 ●地域の文化財を活用した学校教育に対する支援
③地域資源としての活用
●文化財の活用事例に関する情報提供 ●地域振興や観光部局との連携による文化財の活用に関する取組への支援
④道民の理解促進・積極的な公開
●ホームページ等による文化財に関する情報発信 ●文化財保護強調月間などにおける文化財の公開事業の促進
⑤民間団体等との連携
●民間と連携した文化財の保存・活用に関する人材育成 ●市町村及び所有者と民間団体等の連携に関する支援 ●国の事業を活用したNPO等による文化財の保存・活用に係る取組に関する支援
⑥文化財保護行政の推進力強化
●複数の市町村が連携して行う文化財の保存・活用に関する取組への支援 ●複数の市町村が関係（所有、管理等）する文化財の保存活用計画策定に対する支援 ●文化財の国指定、選定、登録等の推進 ●国指定（選定・登録）文化財の保存・活用に関する各種取組に係る文化庁との連絡調整及び指導・助言の活用

2 アイヌ民族に関わる文化財の保存・活用に係る取組

「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」（平成 31 年法律第 16 号。以下「アイヌ施策推進法」という。）第 3 条（基本理念）では、「アイヌ施策の推進は、アイヌの人々の民族としての誇りが尊重されるよう、アイヌの人々の誇りの源泉であるアイヌの伝統等並びに我が国を含む国際社会において重要な課題である多様な民族の共生及び多様な文化の発展についての国民の理解を深めることを旨として、行わなければならない。」と規定されています。

アイヌ民族に関わる文化財は、本道の歴史を語る上で欠くことのできないものであり、その独自性・多様性からも極めて貴重な文化財であるため、アイヌ施策推進法の基本理念に基づき、保存・活用に向けた取組を進めます。

(1) アイヌ民族に関わる文化財の調査

道教委ではこれまでも、^{ぼうしよく}紡織等衣類（アットゥシ織等）などの民俗技術に関する調査や口承文芸の翻訳・整理などに取り組んできたほか、北海道博物館や北海道立北方民族博物館等でも調査研究、資料収集、展示及び教育普及事業などに取り組んできましたが、アイヌ民族に関わる文化財についてはいまだに明らかになっていない事柄も多く、今後の文化財指定も見据えて、引き続き調査を継続します。

また、道では公益財団法人アイヌ民族文化財団を通じ、アイヌの歴史や文化に関する研究の推進を図るため、アイヌに関する総合的・実践的研究を行う事業や研究成果などの出版に対する助成等を行っています。

(2) アイヌ民族に関わる文化財の保存・伝承と活用の促進

アイヌ民族に関わる文化財を保存・伝承し、広く道民の理解を促進するために、アイヌの子弟や道民を対象とした伝承講座などを実施します。

また、道では公益財団法人アイヌ民族文化財団を通じ、アイヌ語やアイヌ文化の継承者育成、アイヌの伝統等に関する知識の普及・啓発のため、アイヌの生活文化再現マニュアルの作成や、口承文芸の伝承者、木彫・刺繡^{しゅう}等の伝統文化の指導者の育成等を行っています。

これらの取組を進め、地域資源としての活用を促進することにより、保存と活用の好循環を生み出します。

なお、「アイヌ民族に関する研究倫理指針」をはじめとした関係規定を十分に理解した上でアイヌ民族に関わる文化財の保存・活用に取り組みます。

3 世界遺産（文化遺産）の登録と保存・活用の推進

文化財保護法は、文化財の保存・活用を通じて「国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献する」ことを制定の目的としています（同法第1条）。平成4年（1992年）に日本が「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」を批准したことにより、北海道の文化財の保護を具体的に世界文化の進歩につなげることが可能となっています。

(1) 北海道・北東北の縄文遺跡群

日本からユネスコに推薦されたこの遺跡群の世界遺産登録実現に向けて取り組み、登録後は全人類のための遺産として適切に保存・活用がなされるよう取り組みます。

(2) 顕著な普遍的価値を持つ可能性のある遺産の調査等

暫定一覧表未記載ではありますが、顕著な普遍的価値を持つ可能性のある道内の文化財の調査や、海外の類似資産との比較等を進め、その価値の明確化と発信に取り組みます。

4 北海道が管理する文化財の保存・活用

道が所有、または、所有者から管理を任されている文化財について、保存・活用計画を策定し、道民や観光客に対し広く公開するなどしてその価値を内外に発信し、歴史的な財産として有効活用するとともに、良好な状態で後世に引き継がれるよう、保存に向けた対策を推進します。

【北海道が管理する国指定（登録）文化財及び道指定文化財】

区 分		名 称	所在地 (保存場所)	種 別	指定(登録) 年月日
国	指 定	北海道庁旧本庁舎	札 幌 市	有形文化財 (建造物)	S44.3.12
	指 定	箱館奉行所文書	江 別 市 (北海道立文書館)	有形文化財 (美術工芸品)	H16.6.8
	指 定	北海道美々8遺跡出土品	江 別 市 (北海道立埋蔵文化財センター)	有形文化財 (美術工芸品)	H17.6.9
	指 定	旧開拓使工業局庁舎	札 幌 市	有形文化財 (建造物)	H25.8.7
	指 定	開拓使文書	江 別 市 (北海道立文書館)	有形文化財 (美術工芸品)	H26.8.21
	指 定	開拓使札幌本庁本庁舎跡 および旧北海道庁本庁舎	札 幌 市	史 跡	S42.12.15
	指 定	アポイ岳高山植物群落	様似町	特別天然記念物	S27.3.29
	指 定	後方羊蹄山の高山植物帯	倶知安町、京極町、喜茂別町、真狩村、ニセコ町	天 然 記念物	T10.3.3
	指 定	霧多布泥炭形成植物群落（国所有・道管理）	浜 中 町	天 然 記念物	T11.10.12
	指 定	鶉川ゴヨウマツ自生北限地帯（国所有・道管理）	厚沢部町	天 然 記念物	S3.2.7
	指 定	オオミズナギドリ繁殖地（国等所有・道管理）	松 前 町	天 然 記念物	S3.3.24
	指 定	歌オブナ自生北限地帯（国所有・道管理）	黒松内町	天 然 記念物	S3.10.22
	指 定	幌満ゴヨウマツ自生地	様 似 町	天然記念物	S18.8.24
	登 録	北海道知事公館 (旧三井クラブ)	札 幌 市	有形文化財 (建造物)	H11.10.14
道	指 定	知里幸恵ノート	江 別 市 (北海道立図書館)	有形文化財 (美術工芸品)	H22.3.16

第3章

市町村への支援の方針

文化財やその所有者に最も身近な行政主体である市町村は、地域住民と緊密に連携しながら、文化財を総合的に把握し、地域一体で計画的に保存・活用に取り組む必要があります。

そのためには、文化財の保存・活用に関する総合的な計画（文化財保存活用地域計画）の策定に努め、各市町村が目指す目標や中長期的に取り組む具体的な内容などを定めることが重要です。

こうしたことから、道教委では次のとおり市町村を支援します。

1 文化財の保存・活用に関する取組への支援

各市町村における文化財の保存・活用が円滑に進むよう、次の事項に取り組めます。

- 各市町村の文化財関連の協議会や委員会等へ担当職員を派遣するなど、積極的に指導・助言を行うとともに、市町村立博物館と連携を図り、市町村所有の文化財の保存・活用について情報共有を図ります。
- 文化財が地域振興や観光資源として活用されるよう、国や庁内関係部局と連携を図り、情報提供や指導・助言を行います。
- 国や道の文化財指定が円滑に進むよう指導・助言を行います。
- 国の補助金や北海道の地域づくり総合交付金の活用、各種団体による文化財の保存・活用に係る助成事業の活用について指導・助言を行い、保存・活用に係る費用の確保を支援します。

2 市町村が策定する文化財保存活用地域計画への支援

文化財保存活用地域計画（以下「地域計画」という。）は、各市町村における取組目標や取組の具体的な内容を記載した当該市町村における文化財の保存・活用に関する基本的なアクションプランであり、市町村が地域計画を策定する際には、道の大綱を勘案しながら作成することとなっているため、次の事項に取り組み、策定を支援します。

- 各市町村における策定委員会等の求めに応じ、指導・助言を行います。
- 地域振興や観光資源としての活用に係る部分について、道の関係部局と連携を図り、指導・助言を行います。
- 地域計画に日本遺産等の関連文化財群の保存・活用について具体的に記載されるよう、必要な指導・助言を行います。
- 策定に当たっての国の補助金活用について指導・助言を行うとともに、国と市町村とのつなぎ役として連絡調整を行います。
- 策定済み市町村の先進事例を収集の上、情報提供を行います。

3 支援体制

道教委が、本道における文化財の保存・活用の総合的な窓口となり、必要に応じて道の関係部局等との連絡調整を行います。

また、各市町村の文化財の保存・活用について個別かつ具体的に支援できるよう、文化財の種別ごとに担当職員を配置し、指導・助言や必要に応じて現地派遣を行います。

第4章

防災・災害発生時の対応

自然災害や火災などから貴重な文化財を守るためには、日頃から防災に関する意識を高めることはもとより、災害発生時に関係する道の各部局や民間団体等で情報を共有し適切かつ迅速な対応をとる必要があります。

また、文化財の活用や公開が進む中、特に建造物においては、多くの方々が建物内に立ち入ることから、利用者の人命保護の観点からも防災体制を一層強化する必要があります。

1 防災のための取組方針

火災発生時における建造物の焼失を防ぐため、「世界遺産・国宝等における防火対策5か年計画（令和元年（2019年）12月23日文部科学大臣決定）」の趣旨を踏まえた取組を推進するとともに、国庫補助事業である「指定文化財管理事業」（以下「文化財パトロール事業」という。）を効果的に活用し、自動火災報知設備や消火設備の点検等の定期的な実施を促進します。

また、文化庁で実施する文化財防火デーについて市町村や所有者へ十分に周知し、防火訓練等の実施の促進を図るとともに、震災発生時における建造物の倒壊を防ぐため、文化庁の指導に沿った耐震診断や耐震化工事の実施について働きかけていきます。

さらに、近年、全国で多発している大雨等による水害から文化財を守るため、有形文化財の保管場所や保管方法などについて専門家の意見を聴きながら、市町村や文化財の所有者等に指導・助言を行います。

2 災害発生時の対応方針

(1) 市町村との連携

災害が発生した場合、国・道が指定している文化財については、各市町村の担当部局による現地調査等により被害状況を把握し、道教委（各教育局経由）に報告することとなっています。

現地調査等の際には、文化財パトロール事業における文化財調査員の派遣も積極的に活用できるよう、調査員の増員やパトロール回数の増加にも対応します。

(2)関係機関との連携

災害発生時の被害状況を関係機関で共有できるよう、市町村から報告された情報については、道教委から関係する道の各部局や民間団体等に提供します。

3 復旧に係る取組方針

(1)救援・復旧の体制

災害により被害を受けた文化財については、国の補助金や道の地域づくり総合交付金など、復旧に必要な支援を受けられるように指導・助言するとともに、市町村からの要請に応じて文化財種別ごとの専門家を派遣し、復旧に係る指導・助言を行います。

(2)救援ネットワークの構築

災害発生時、必要に応じて専門家を被災地に派遣することができるよう、道の関係部局、北海道文化財保護審議会委員及び関係民間団体と連携して、事前に派遣体制の構築を図るとともに、被災した文化財の一時的な保管場所について、協力体制の構築を図ります。

第5章

文化財の保存・活用の推進体制

道教委が中心になり、道の関係部局、道立諸機関、各市町村、北海道文化財保護審議会、文化財調査員及びその他民間団体等と連携を図りながら、道内の文化財の保存・活用を推進します。



★本道における文化財の保存・活用の推進体制の詳細は別表のとおりです。

別表 文化財の保存・活用の体制

北海道教育委員会
教育庁生涯学習推進局文化財・博物館課 ・業務内容【北海道教育庁組織規則（昭和46年北海道教育委員会規則第11号）】 (1)文化財の保存及び活用に関し、展示会、講習会その他の催しの主催又はこれへの参加に関する事務を行うこと。 (2)史跡名勝天然記念物の仮指定、埋蔵文化財の発掘等国の文化財の保存及び活用に関する事務を行うこと。 (3)道内の文化財（国及び市町村の指定した文化財を除く。）の保存及び活用に関する事務を行うこと。 (4)美術品として価値のある火縄式銃砲等の古式銃砲及び刀剣類の登録に関する事務を処理すること。 (5)市町村における文化財に関し、次に掲げる事務を行うこと。 ア 埋蔵文化財センターその他の文化財の保存及び活用に関する教育機関の設置及び管理並びに整備に関し、指導及び助言を与えること。 イ 文化財の保存及び活用に関し、指導及び助言を与えること。 ウ 文化財保護主事その他の職員を派遣すること。 エ その他文化財の保存及び活用に関すること。 (6)文化財の保存及び活用のための補助に関すること。 (7)文化財の保存及び活用に関し、文化財保護法（昭和25年法律第214号）及びその他の法律並びに予算措置による国の補助に関する事務を処理すること。 (8)文化財の保存及び活用に関し、援助及び助言を与えること。 (9)文化財の保存及び活用並びに埋蔵文化財の発掘についての専門的技術的事項に関すること。 (10)北海道文化財保護審議会に関すること。 ・職員23名（うち埋蔵文化財の専門職員9名）※令和2年7月1日現在
北海道
総合政策部地域創生局地域政策課 ・業務内容【北海道行政組織規則（昭和41年北海道規則第21号）】 (1)地域振興施策の企画及び総合調整に関すること。 環境生活部アイヌ政策推進局アイヌ政策課

・業務内容【北海道行政組織規則（昭和41年北海道規則第21号）】

- (1)アイヌに係る施策の総合的な企画及び調整に関すること。
- (2)アイヌ文化の振興及びアイヌの伝統等に関する知識の普及啓発に関すること。
- (3)アイヌ生活向上推進方策に関すること。

環境生活部文化局文化振興課

・業務内容【北海道行政組織規則（昭和41年北海道規則第21号）】

- (1)文化の振興に関すること。
- (2)文化に係る企画及び総合調整に関すること。
- (3)北海道立総合博物館に関すること（野幌森林公園に関するものを除く。）。
- (4)縄文文化の世界遺産登録に係る総合調整に関すること。

経済部観光局

・業務内容【北海道行政組織規則（昭和41年北海道規則第21号）】

- (1)観光振興対策の企画及び総合調整に関すること。
- (2)観光客の誘致及び観光地づくりの促進に関すること（他部の主管に属するものを除く。）。
- (3)国際観光及び体験型観光の推進に関すること。

道立諸機関

北海道博物館

・業務内容【北海道行政組織規則（昭和41年北海道規則第21号）】

- (1)北海道の歴史、文化、自然等に関する資料を収集し、保管し、及び展示すること。
- (2)北海道博物館が収集し、保管し、又は展示する資料（以下「北海道博物館資料」という。）に関する専門的な調査研究を行うこと。
- (3)北海道博物館資料の保管及び展示等に関する技術的な研究を行うこと。
- (4)アイヌ民族文化に関する調査研究及びその成果の普及、情報の収集及び提供並びに研究の支援を行うこと。
- (5)北海道の歴史、文化、自然等に関する講演会、展示会等の催しを開催し、及び他のものが行うこれらの催しに協力すること。
- (6)特別展示室及びその附属設備を北海道の歴史、文化、自然等に関する講演会、展示会等の催しの利用に供すること。
- (7)北海道博物館資料に関し、案内書、解説書、目録、研究紀要等の作成及び配付並び

に必要な説明、助言等を行うこと。

- (8)他の博物館等と連携し、及びこれらの研究活動等に協力すること。
 - (9)北海道開拓の村及び野幌森林公園自然ふれあい交流館の管理に関すること。
 - (10)その他設置の目的を達成するために必要な事業
- ・職員36名（うち専門職員28名）※令和2年7月1日現在

北海道立文書館

- ・業務内容【北海道立文書館条例（昭和60年北海道条例第6号）】
- (1)文書等を収集し、整理し、及び保存すること。
 - (2)収集した文書等を利用に供すること。
 - (3)文書等に関する専門的な調査研究を行うこと。
 - (4)文書等の目録及び文書等に関する研究紀要等を作成し、及び配布すること。
 - (5)文書等を展示し、及び文書等に関する講習会、研究会等を開催すること。
 - (6)文書等に関する情報を収集し、及びその情報を提供すること。
 - (7)その他設置の目的を達成するために必要な事業

北海道立北方民族博物館

- ・業務内容【北海道立博物館条例（平成2年北海道条例第5号）及び北海道立北方民族博物館利用規則（平成2年北海道教育委員会規則第8号）】
- (1)北方文化に関する資料を収集し、保管し、及び展示すること。
 - (2)北方文化に関する講演会、講習会、講座等を開催し、及び他の行うそれらの催しに協力すること。
 - (3)北方文化に関する資料の利用に関し、必要な説明、助言等を行うこと。
 - (4)北方文化に関する資料に関する専門的、技術的な調査研究を行うこと。
 - (5)北方文化に関する資料の保管、展示等に関する技術的研究を行うこと。
 - (6)北方文化に関する案内書、解説書、目録、図録、年報、調査研究の報告書等を作成し、及び頒布すること。
 - (7)他の博物館等と密接に連絡し、及び協力し、刊行物及び情報の交換、北方文化に関する資料の相互貸借等を行うこと。
 - (8)地域における学校、図書館、公民館等の教育又は文化に関する諸施設が行う北方文化に関する活動を援助すること。
 - (9)その他博物館の目的を達成するために必要な事業
- ・職員14名（うち専門職員5名）※令和2年7月1日現在

北海道文化財保護審議会
・ 審議事項【北海道文化財保護審議会条例（昭和50年北海道条例第33号）】 北海道教育委員会の諮問に応じて文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して北海道教育委員会に建議する。 ・ 委員の職名・属性 大学教員、高等専門学校教員、北海道開発局開発監理部長、博物館館長、北海道森林管理局計画保全部長、等
文化財調査員
・ 取組内容【文化財パトロール実施要領（北海道教育庁生涯学習推進局文化財・博物館課長決定）】 (1)保存・管理状況を調査するため、文化財パトロール実施計画書に基づきパトロールを実施すること。 (2)パトロール中に指定文化財及び包蔵地の異常等を発見し、かつ、緊急処置を要すると認められるときは、直ちに、北海道教育委員会に連絡すること。 ・ 委員の職名・属性 学芸員、ヘリテージマネージャー、等
民間団体等
公益財団法人北海道埋蔵文化財センター【公益財団法人北海道埋蔵文化財センター定款】 ・ 業務内容 (1)埋蔵文化財の発掘調査・研究、記録資料の作成及び出土品の整理保存を行うこと。 (2)埋蔵文化財の活用及び保護思想の普及啓発を行うこと。 (3)その他この法人の目的を達成するために必要な事業 一般財団法人北海道文化財保護協会【一般財団法人北海道文化財保護協会定款】 ・ 業務内容 (1)文化財の保護に必要な事業 (2)文化財保護思想の普及に必要な事業 (3)文化財に関する調査、研究に資するため機関紙の発行、その他必要な資料の整備及び出版、頒布並びにこれらの斡旋事業 (4)文化財に関する理解を深めるため講演会、講習会、研究会、展覧会等の開催、及びこれらの斡旋事業

- (5)文化財及び史料の調査研究の助成事業
- (6)埋蔵文化財の調査及び発掘調査に関する事業
- (7)北海道と近隣諸地域の博物館の相互交流に関する事業
- (8)自然史、考古学、歴史学、民俗学等の研究事業及び資料の出版事業
- (9)前各号に附帯又は関連する事業

一般財団法人北海道歴史文化財団【一般財団法人北海道歴史文化財団定款】

・業務内容

- (1)北海道における開拓過程の建物及び歴史資料の調査、保管
- (2)北海道における開拓過程の風俗・生活様式の調査及び公開
- (3)北海道の自然環境保全や自然保護等に関する普及啓発の振興
- (4)博物館ボランティアの育成及び活動拠点の提供
- (5)歴史・文化・自然に関わる施設の管理運営
- (6)その他この法人の目的を達成するために必要な事業

公益財団法人北海道文化財団【公益財団法人北海道文化財団定款】

・業務内容

- (1)道民の文化活動及び文化交流活動への支援や文化活動を担う人材育成講座の開催並びに芸術鑑賞等広く文化に接する機会を提供する事業
- (2)その他この法人の目的を達成するために必要な事業

公益社団法人北海道アイヌ協会【公益社団法人北海道アイヌ協会定款】

・業務内容

- (1)社会的地位の向上に関する啓発と施策の推進
- (2)各種貸付金の貸付
- (3)職業の確立及び教育の振興に関する施策の推進
- (4)民族文化の保存・伝承及び発展に関する施策の推進
- (5)道内各地域の活動団体への指導・助言、連携促進
- (6)諸民族との交流及び情報交換
- (7)道立アイヌ総合センターの管理
- (8)人種、民族、環境に関する調査研究及び施策の推進、提言
- (9)民族共生の象徴となる空間整備に関する施策の推進
- (10)その他この法人の目的を達成するために必要な事業

公益財団法人アイヌ民族文化財団【公益財団法人アイヌ民族文化財団定款】

・業務内容

- (1)アイヌ文化を継承する者の育成その他のアイヌ文化の振興
- (2)アイヌの伝統等に関する広報活動その他の普及啓発
- (3)アイヌ文化の振興等に資する調査研究
- (4)アイヌ文化の振興、アイヌの伝統等に関する普及啓発又はアイヌ文化の振興等に資する調査研究を行う者に対する、助言、助成その他の援助
- (5)国立アイヌ民族博物館の管理運営
- (6)国立民族共生公園の管理運営
- (7)民族共生象徴空間におけるアイヌ文化の伝承、人材育成活動、体験交流活動等の実施
- (8)慰霊施設の管理
- (9)その他この法人の目的を達成するために必要な事業

特定非営利法人歴史的地域資産研究機構【特定非営利法人歴史的地域資産研究機構定款】

・業務内容

- (1)歴史的地域資産の保存活用に関する情報収集提供事業
- (2)歴史的地域資産の保存活用に関する建築関連資料の保存収集事業
- (3)歴史的地域資産の保存活用に関する調査研究相談事業
- (4)歴史的地域資産の保存活用に関する文化提供事業
- (5)歴史的地域資産の保存活用に関するネットワーク事業
- (6)歴史的地域資産の保存活用に関する公等の施設管理運営事業
- (7)その他この法人の目的を達成するために必要な事業

北海道博物館協会【北海道博物館協会会則】

- (1)会員相互の情報交換連絡提携
- (2)会員相互の資料の貸借およびあっ旋
- (3)博物館資料の調査研究
- (4)博物館資料に関する保護思想の普及および保存
- (5)講演会、講習会、研究会、展覧会等の後援
- (6)図書館、公民館の郷土室およびその他の郷土史の振興についての後援
- (7)その他本会の目的達成に必要な事業

道内の指定等文化財の総括表

(令和2年5月19日現在)

国 指 定			道 指 定		
種 別		指定件数	種 別		指定件数
国 宝		1	有形文化財		
重要文化財	建造物	30		建造物	25
	美術工芸品等	27		美術工芸品等	62
	美術工芸品等（国保有）	5			
重要無形文化財		0	無形文化財		0
重要有形民俗文化財		4	有形民俗文化財		6
重要無形民俗文化財		2	無形民俗文化財		9
記念物	特別史跡	1	記念物		
	史跡	54		史跡	26
	名勝	3		名勝	2
	特別天然記念物	6			
	天然記念物	41		天然記念物	36
小 計		174 (うち国保有5件)	小 計		166
合 計			340 (うち国保有5件)		

指定	国指定	174
	道指定	166
	市町村指定（R1.5.1現在）	5,055
合 計		5,395

選定	重要伝統的建造物群保存地区	1
	重要文化的景観	1

登録	有形文化財（建造物）	150
	記念物（名勝地）	1

記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財	5
-----------------------	---

1 国指定文化財一覧

種別	№	指定年月日	名 称	所 在 地 (出土地)	備考
国宝	1	H19.6.8	土偶 北海道函館市著保内野遺跡出土	函館市 (函館市)	
重要 文化財	1	S8.1.23	太刀 銘国俊	札幌市	
	2	S11.9.18	八窓庵（旧舎那院忘筌）	札幌市	
	3	S16.5.8	福山城（松前城）本丸御門	松前町	
	4	S25.8.29	紙本墨書後鳥羽天皇宸翰熊野懷紙（山路眺望暮里神楽）	帯広市	
	5	S31.6.28	刀 無銘伝来国行	札幌市	
	6	S37.6.21	土偶	東京都 (室蘭市)	
	7	S39.5.26	豊平館	札幌市	
	8	S42.6.15	木造大日如来坐像（本堂安置）	函館市	
	9	S44.3.12	北海道庁旧本庁舎	札幌市	
	10	S44.3.12	旧日本郵船株式会社小樽支店	小樽市	
	11	S44.8.19	北海道大学農学部（旧東北帝国大学農科大学）第二農場	札幌市	
	12	S45.6.17	旧札幌農学校演武場（時計台）	札幌市	
	13	S46.12.28	旧三戸部家住宅（北海道有珠郡伊達町）	伊達市	
	14	S46.12.28	旧花田家番屋（北海道留萌郡小平町）	小平町	
	15	S46.12.28	旧下ヨイチ運上家	余市町	
	16	S46.12.28	旧中村家住宅（北海道檜山郡江差町）	江差町	
	17	S46.12.28	太刀川家住宅店舗（北海道函館市弁天町）	函館市	
	18	S48.6.6	人形装飾付異形注口土器 北海道上磯郡上磯町茂辺地出土	東京都 (北斗市)	
	19	S49.5.21	旧函館区公会堂 本館	函館市	
		S55.12.18	附属棟		
	20	S54.6.6	動物形土製品 北海道千歳市美々第四遺跡出土	千歳市 (千歳市)	
	21	S58.6.2	函館ハリストス正教会復活聖堂	函館市	
	22	S63.6.6	土面 北海道千歳市真々地町ママチ遺跡第三一〇号土壇墓出土	江別市 (千歳市)	

重要 文化財	23	H1.5.19	旧旭川偕行社	旭川市	
	24	H1.5.19	北海道大学農学部植物園・博物館	札幌市	
	25	H3.6.21	北海道美利河 1 遺跡出土品	今金町 (今金町)	
	26	H3.6.21	北海道湯の里 4 遺跡土壌出土品	知内町 (知内町)	
	27	H4.1.21	龍雲院	松前町	
	28	H4.1.21 H30.12.25	旧笹浪家住宅（北海道檜山郡上ノ国町） 主屋、土蔵 ----- 米蔵・文庫蔵	上ノ国町	
	29	H4.1.21	正行寺本堂	厚岸町	
	30	H5.4.20	法源寺山門	松前町	
	31	H5.4.20	上國寺本堂	上ノ国町	
	32	H5.6.10	北海道江別太遺跡出土品	江別市 (江別市)	
	33	H7.6.15	北海道元江別 1 遺跡土壌墓出土品	江別市 (江別市)	
	34	H9.6.30	北海道コタン温泉遺跡出土品	八雲町 (八雲町)	
	35	H12.6.27	北海道目梨泊遺跡出土品	枝幸町 (枝幸町)	
	36	H13.6.15 H16.12.10	遺愛学院（旧遺愛女学校） 旧宣教師館 ----- 本館	函館市	
	37	H13.11.14	旧手宮鉄道施設	小樽市	
	38	H15.5.29	北海道志海苔中世遺構出土銭	函館市 (函館市)	
	39	H15.12.25	旧本間家住宅	増毛町	
	40	H16.6.8	北海道有珠モシリ遺跡出土品	伊達市 (伊達市)	
	41	H16.6.8	北海道有珠モシリ遺跡出土品 ※国所有	伊達市 (伊達市)	
	42	H16.6.8	箱館奉行所文書	江別市	
	43	H17.6.9	北海道美々 8 遺跡出土品	江別市 (江別市)	
	44	H17.6.9	蝦夷三官寺善光寺関係資料	伊達市	
	45	H17.6.9	蝦夷三官寺等澍院関係資料	様似町	
	46	H17.6.9	蝦夷三官寺国泰寺関係資料	厚岸町	
	47	H18.6.9	北海道カリンバ遺跡墓坑出土品	恵庭市 (恵庭市)	
	48	H18.6.9	銀板写真（松前勘解由と従者像）エリファレット・ブ ラウン・ジュニア撮影一八五四年	松前町	
	49	H19.12.4	大谷派本願寺函館別院	函館市	
	50	H20.7.10	北海道上之國勝山館跡出土品	上ノ国町 (上ノ国町)	

重要 文化財	51	H23.6.27	北海道白滝遺跡群出土品	遠軽町 (遠軽町)	
	52	H25.6.19	北海道船泊遺跡出土品	礼文町 (礼文町)	
	53	H25.8.7	旧開拓使工業局庁舎	札幌市	
	54	H26.8.21	開拓使文書	江別市	
	55	H27.9.4	北海道松法川北岸遺跡出土品	羅臼町 (羅臼町)	
	56	H28.2.9	旧網走監獄	網走市	
	57	H28.2.9	旧網走刑務所二見ヶ岡刑務支所（二見ヶ岡農場）	網走市	
	58	H28.8.17	北海道豊原4遺跡土坑出土品	函館市 (函館市)	
	59	H29.7.31	旧双葉幼稚園園舎	帯広市	
	60	H30.10.31	北海道八千代A遺跡出土品	帯広市 (帯広市)	
	61	H30.12.25	旧相馬家住宅	函館市	
	62	R1.7.23	カラフトナヨロ惣乙名文書（ヤエンコロアイヌ文書）	札幌市	
重要 有形 民俗 文化財	1	S32.6.3	アイヌのまるきぶね（河沼用）	札幌市	
	2	S34.5.6	アイヌの生活用具コレクション	函館市	
	3	H7.12.26	留萌のニシン漁撈（旧佐賀家漁場）用具	留萌市	
	4	H14.2.12	北海道二風谷及び周辺地域のアイヌ生活用具コレク ション	平取町	
重要 無形 民俗 文化財	1	S59.1.21	アイヌ古式舞踊	白老町ほか7市町	
		H6.12.21	アイヌ古式舞踊（追加指定）	札幌市ほか8市町	
	2	H30.3.8	松前神楽	函館市ほか26市町村	
特別 史跡	1	S27.3.29	五稜郭跡	函館市	(史跡指定)T11.10.12 (追加指定)S4.4.2 (特別史跡指定)S27.3.29
史跡	1	T10.3.3	手宮洞窟	小樽市	
	2	S9.1.22	四稜郭	函館市	
	3	S9.5.1	東蝦夷地南部藩陣屋跡 モロラン陣屋跡	室蘭市	
		S49.8.22	ヲシャマンベ陣屋跡	長万部町	
			砂原陣屋跡	森町	
	4	S9.8.9	志苔館跡	函館市	(追加指定)S52.4.27
	5	S10.6.7	松前氏城跡 福山城跡	松前町	(追加指定) H8.3.28, H18.7.28, H25.10.17, H27.3.10 (追加指定・名称変更) H14.9.20
		H14.9.20	館城跡	厚沢部町	

史跡	6	S10.12.24	モシリヤ砦跡・鶴ヶ岱チャランケ砦跡	釧路市	(統合・追加指定・名称変更)H27.3.17
		H27.3.17	釧路川流域チャシ跡群 モシリヤチャシ跡	釧路市	
			ハルトルチャランケチャシ跡	弟子屈町	
			ウランコウシチャシ跡		
			クッチャロシベ第1・第2チャシ跡		
			プイラクニチャシ跡		
			シラルトロ第1チャシ跡	標茶町	
			シラルトロ第2チャシ跡		
			マタコタンチャシ跡		
			テンネル第1チャシ跡	釧路町	
			タブコプチャシ跡		
	7	S10.12.24	春採台地竪穴群	釧路市	
	8	S10.12.24	桂ヶ岡砦跡	網走市	
	9	S11.12.16	最寄貝塚	網走市	(一部解除)S16.11.20 (追加指定・一部解除) S48.4.23
	10	S28.11.14	フゴッペ洞窟	余市町	
	11	S31.12.28	音江環状列石	深川市	
	12	S36.3.10	忍路環状列石	小樽市	
	13	S40.3.18	松前藩戸切地陣屋跡	北斗市	(追加指定・一部解除) S45.1.23 (追加指定)S62.10.8
	14	S41.3.3	白老仙台藩陣屋跡	白老町	(追加指定)S51.7.8 (追加指定・一部解除) H7.11.8
	15	S42.12.15	開拓使札幌本庁本庁舎跡および旧北海道庁本庁舎	札幌市	
	16	S45.7.22	東釧路貝塚	釧路市	(追加指定)S51.2.24
	17	S48.7.31	旧下ヨイチ運上家	余市町	
	18	S48.10.29	国泰寺跡	厚岸町	
	19	S49.3.12	常呂遺跡	北見市	(追加指定) S62.8.21,H2.4.27, H14.9.20
	20	S49.5.23	善光寺跡	伊達市	
	21	S54.5.22	標津遺跡群 伊茶仁カリカリウス遺跡	標津町	(追加指定・一部解除) H20.7.28
		S51.6.21	古道遺跡		
H1.10.20		三本木遺跡			
22	S51.8.28	西月ヶ岡遺跡	根室市		
23	S52.4.5	大館跡	松前町		

史跡	24	S52.4.12	上之国館跡 花沢館跡	上ノ国町	(勝山館跡 一部追加指定) S62.8.10 (統合・追加指定・名称変更)H18.3.31
		H18.3.31	洲崎館跡		
		S52.4.12	勝山館跡		
	25	S52.7.14	北斗遺跡	釧路市	
	26	S54.5.23	ウサクマイ遺跡群	千歳市	
	27	S54.10.23	キウス周堤墓群	千歳市	(追加指定)R1.10.16
	28	S56.8.29	オタフンベチャシ跡	浦幌町	
	29	S56.11.21	松前藩主松前家墓所	松前町	
	30	S57.2.12	旧余市福原漁場	余市町	(追加指定) S59.8.29, S62.12.25
	31	S57.5.7	琴似屯田兵村兵屋跡	札幌市	
	32	S57.7.3	茂別館跡	北斗市	
	33	S58.4.26	根室半島チャシ跡群	根室市	(追加指定)S59.7.25
	34	S59.7.25	旧島松駅通所	北広島市	
	35	S62.1.8	静川遺跡	苫小牧市	
	36	S62.9.8	ユクエピラチャシ跡	陸別町	
	37	S62.12.25	北黄金貝塚	伊達市	(追加指定) H8.6.27, H25.10.17
	38	S63.5.13	入江・高砂貝塚	洞爺湖町	(追加指定・名称変更) H14.3.19 (追加指定)H14.12.19 (追加指定)H23.9.21
	39	S63.5.17	荘内藩ハママシケ陣屋跡	石狩市	
	40	H1.1.9	白滝遺跡群	遠軽町	(追加指定・名称変更) H9.9.2
	41	H6.4.26	ピリカ遺跡	今金町	
	42	H9.3.11	旧留萌佐賀家漁場	留萌市	
	43	H9.12.2	シベチャリ川流域チャシ跡群及びアッペツチャシ跡	新ひだか町、日高町	
	44	H10.9.11	江別古墳群	江別市	
	45	H12.11.20	大谷地貝塚	余市町	
	46	H13.8.13	大船遺跡	函館市	
	47	H17.3.2	カリンバ遺跡	恵庭市	
	48	H18.1.26	鷺ノ木遺跡	森町	(追加指定)H24.9.19
	49	H23.2.7	垣ノ島遺跡	函館市	
	50	H23.9.21	旧奥行臼駅通所	別海町	
	51	H28.3.1	旧歌棄佐藤家漁場	寿都町	

史跡	52	H30.2.13	様似山道	様似町	
	53	H30.2.13	猿留山道	えりも町	
	54	H31.2.26	チャシコツ岬上遺跡	斜里町	
名勝	1	S13.12.14	天都山	網走市	
	2	H13.8.13	旧岩船氏庭園（香雪園）	函館市	
	3	H21.7.23	ピリカノカ 九度山（クトゥンヌプリ）	名寄市	
			黄金山（ピンネタイオルシペ）	石狩市	
		H22.2.22	神威岬（カムイエトゥ）	枝幸町、浜頓別町	
		H22.8.5	襟裳岬（オンネエンルム）	えりも町	
		H23.2.7	瞰望岩（インカルシ）	遠軽町	
		H23.2.7	カムイチャシ	豊浦町	
		H24.1.24	絵鞆半島外海岸	室蘭市	
		H24.9.19	十勝幌尻岳（ポロシリ）	帯広市、中札内村	
		H25.10.17	幌尻岳（ポロシリ）	平取町、新冠町	
		H26.3.18	オキクルミのチャシ及びムイノカ	平取町	
特別 天然 記念物	1	S27.3.29	阿寒湖のマリモ	釧路市	(天然記念物指定) T10.3.3
	2	S27.3.29	野幌原始林	北広島市	(天然記念物指定) T10.3.3 (一部解除) S34.5.23, S37.9.18 (追加指定) R1.10.16
	3	S27.3.29	アポイ岳高山植物群落	様似町	(天然記念物指定) S14.9.7
	4	S32.6.19	昭和新山	壮瞥町	(天然記念物指定) S26.6.9 (名称変更) S35.4.16
	5	S52.3.15	大雪山	上川町ほか3町	(天然記念物指定) S46.4.23
	6	S27.3.29	タンチョウ	主な生息地 北海道	(天然記念物指定) S10.8.27 (名称変更) S27.3.29 (名称・地域変更) S42.6.22
天然 記念物	1	T10.3.3	後方羊蹄山の高山植物帯	倶知安町ほか4町村	
	2	T10.3.3	円山原始林	札幌市	
	3	T10.3.3	藻岩原始林	札幌市	
	4	T11.10.12	ヒノキアスナロおよびアオトドマツ自生地	江差町	(名称変更・一部解除) S18.8.17
	5	T11.10.12	霧多布泥炭形成植物群落	浜中町	(一部解除) S40.11.15 (追加指定) S52.3.16
	6	T13.12.9	登別原始林	登別市	(一部解除) S34.5.29 (追加指定・一部解除) S59.9.17
	7	S3.2.7	鶉川ゴヨウマツ自生北限地帯	厚沢部町	(一部解除) S26.3.10
	8	S3.3.24	オオミズナギドリ繁殖地	松前町	

天然 記念物	9	S3.10.22	歌オブナ自生北限地帯	黒松内町	
	10	S12.12.21	春採湖ヒブナ生息地	釧路市	
	11	S12.12.21	北海道犬	—	
	12	S13.8.8	天売島海鳥繁殖地	羽幌町	(追加指定)S54.2.14
	13	S14.9.7	名寄鈴石	名寄市	
	14	S14.9.7	名寄高師小僧	名寄市	
	15	S14.9.7	根室車石	根室市	
	16	S15.2.10	落石岬のサカイツツジ自生地	根室市	(追加指定)S52.2.21
	17	S18.8.24	幌満ゴヨウマツ自生地	様似町	
	18	S26.6.9	和琴ミンミンゼミ発生地	弟子屈町	
	19	S26.6.9	大黒島海鳥繁殖地	厚岸町	
	20	S40.5.12	ウスバキチョウ	主な生息地 北海道	
	21	S40.5.12	ダイセツタカネヒカゲ	主な生息地 北海道	
	22	S40.5.12	アサヒヒョウモン	主な生息地 北海道	
	23	S40.5.12	クマゲラ	主な生息地 北海道	
	24	S40.5.12	イヌワシ	主な生息地 北海道	
	25	S42.5.2	カラフトルリシジミ	主な生息地 北海道	
	26	S42.7.6	釧路湿原	標茶町ほか2町村	
	27	S45.1.23	オジロワシ	主な生息地 北海道、新潟県	
	28	S45.1.23	オオワシ	主な生息地 北海道ほか2県	
	29	S45.12.4	沙流川源流原始林	日高町	
	30	S46.5.19	エゾシマフクロウ	主な生息地 北海道	
	31	S46.5.19	コクガン	主な生息地 北海道ほか2県	
	32	S46.6.28	ヒシクイ	主な生息地 北海道ほか4県	
	33	S46.6.28	マガン	主な生息地 北海道ほか4県	
	34	S47.6.14	女満別湿生植物群落	大空町	
	35	S47.12.12	松前小島	松前町	
	36	S50.2.13	ヒメチャマダラセセリ	主な生息地 北海道	
	37	S52.7.16	エゾミカサリュウ化石	三笠市	
	38	S54.8.7	標津湿原	標津町	(追加指定) H8.1.19, H16.9.30

天然 記念物	39	S58.8.30	焼尻の自然林	羽幌町	
	40	H8.6.19	夕張岳の高山植物群落および蛇紋岩メランジュ帯	夕張市、南富良野町	
	41	H12.9.6	オンネトー湯の滝マンガン酸化物生成地	足寄町	

2 道指定文化財一覧

種別	No	指定年月日	名 称	所 在 地 (出土地)	備考
有形 文化財	1	S32.12.20	樽岸出土の石器	函館市 (黒松内町)	
	2	S33.4.10	野幌屯田兵第二中隊本部	江別市	
	3	S34.2.24	阿弥陀如来立像	恵庭市	
	4	S34.2.24	釈迦如来立像	伊達市	
	5	S34.2.24	夷酋列像粉本	函館市	
	6	S35.5.31	にしん漁場建築	小樽市	
	7	S38.7.26	旧松前城本丸表御殿玄関	松前町	
	8	S38.7.26	旧函館博物館1号	函館市	
	9	S38.7.26	旧函館博物館2号	函館市	
	10	S38.7.26	旧金森洋物店	函館市	
	11	S38.12.24	茅部の鯉供養塔	森町	
	12	S39.10.3	琴似屯田兵屋	札幌市	
	13	S42.6.22	アイヌ丸木舟および推進具	苫小牧市	
	14	S43.1.18	東蝦新道記	広尾町	
	15	S43.1.18	女満別石刃鏃遺跡出土の遺物	大空町	
	16	S43.1.18	大樹遺跡出土の遺物	大樹町	
	17	S43.3.29	漁場建築佐藤家	寿都町	
	18	S43.3.29	岩内東山円筒文化遺跡出土の遺物	岩内町	
	19	S43.3.29	静内御殿山墳墓群出土の遺物	新ひだか町	
	20	S43.3.29	石崎八幡神社の鰐口	函館市	
	21	S43.3.29	釈迦涅槃図蠣崎波響筆	函館市	
	22	S43.3.29	楯法華出土の尖底土器	函館市 (函館市)	
	23	S43.12.18	和田屯田兵村の被服庫	根室市	

有形 文化財	24	S45.2.12	日ノ浜遺跡出土の動物土偶	函館市 (函館市)	
	25	S45.2.12	刀銘源正雄	函館市	
	26	S45.2.12	新羅之記録	奥尻町	
	27	S46.3.5	本願寺駅通	沼田町	
	28	S46.3.5	徳山大神宮	松前町	
	29	S46.3.5	住吉町遺跡出土の遺物	函館市 (函館市)	
	30	S46.3.5	板碑（貞治の碑）	函館市	
	31	S46.3.5	サイベ沢遺跡出土の遺物	函館市 (函館市)	
	32	S46.3.5	板碑（戸井町の板碑）	函館市	
	33	S47.2.17	美唄屯田兵屋	美唄市	
	34	S47.2.17	礼文島出土の歯牙製女性像及び動物像	礼文町 (礼文町)	
	35	S49.2.28	太田屯田兵屋	厚岸町	
	36	S51.5.21	天内山遺跡出土の遺物	余市町 (余市町)	
	37	S52.3.11	円空作観音像	釧路市	
	38	S52.3.11	円空作観音像	広尾町	
	39	S52.3.11	円空作十一面観音立像	上ノ国町	
	40	S52.3.11	円空作聖観音像	伊達市	
	41	S52.9.12	松前屏風	松前町	
	42	S54.3.29	亦稚貝塚出土の遺物	利尻町 (利尻町)	
	43	S54.11.27	旧小納家住宅	羽幌町	
	44	S55.8.12	札幌市K－446遺跡出土の遺物	札幌市 (札幌市)	
	45	S56.3.31	南川遺跡出土の遺物	せたな町 (せたな町)	
	46	S56.10.29	ホロナイボ遺跡出土の遺物	枝幸町 (枝幸町)	
	47	S60.3.30	砂館神社本殿	上ノ国町	
	48	S60.3.30	薙刀銘堀井正次	松前町	
	49	S60.3.30	熊石の山海漁獵供養塔	八雲町	
	50	S60.3.30	不動明王立像	松前町	
	51	S60.3.30	旧北海道庁函館支庁庁舎	函館市	
	52	S60.3.30	旧開拓使函館支庁書籍庫	函館市	
	53	S62.11.27	旧永山武四郎邸	札幌市	

有形 文化財	54	S63.9.10	木造阿弥陀如来立像	松前町	
	55	S63.9.10	木造地藏菩薩立像	八雲町	
	56	H3.3.30	幌加川遺跡出土の石器群	遠軽町 (遠軽町)	
	57	H4.3.31	木造日蓮聖人坐像	松前町	
	58	H4.3.31	法華寺寛保津波の碑	江差町	
	59	H4.3.31	正覚院寛保津波の碑	江差町	
	60	H4.3.31	旧檜山爾志郡役所庁舎	江差町	
	61	H4.3.31	入江馬頭観世音碑	洞爺湖町	
	62	H6.2.9	木造五百羅漢像	小樽市	
	63	H6.6.3	奥行白駒通	別海町	
	64	H12.4.14	滝里遺跡群出土遺物	芦別市 (芦別市)	
	65	H13.3.30	絵馬カムイノミの図	豊頃町	
	66	H13.3.30	光明寺寛保津波の碑	松前町	
	67	H13.3.30	泉龍院寛保津波の碑	松前町	
	68	H13.3.30	無量寺寛保津波の碑	八雲町	
	69	H16.9.22	宮歌村文書	福島町	
	70	H19.3.20	木造十一面観音立像	苫前町	
	71	H19.3.20	赤彩注口土器	八雲町 (八雲町)	
	72	H20.3.18	初田牛20遺跡出土の土偶及び墓坑出土遺物	根室市 (根室市)	
	73	H22.3.16	大乘妙典一千部供養塔	北斗市	
	74	H22.3.16	知里幸恵ノート	江別市	
	75	H24.3.19	大麻3遺跡出土の土偶	江別市 (江別市)	
	76	H24.3.19	二風谷遺跡群出土品	平取町 (平取町)	
	77	H25.3.29	斜里朱円周堤墓群出土品	斜里町 (斜里町)	
	78	H26.3.31	入江貝塚出土品	洞爺湖町 (洞爺湖町)	
	79	H27.3.31	北海道家庭学校礼拝堂	遠軽町	
	80	H28.3.31	屯田兵絵物語 附 屯田絵巻	旭川市	
	81	H28.3.31	滝川屯田兵文書(第二大隊第三中隊・第四中隊文書)	滝川市	
	82	H28.3.31	新琴似村屯田兵村記録	札幌市	
	83	H29.3.31	上ノ国八幡宮本殿	上ノ国町	

有形文化財	84	H29.3.31	矢不來館跡出土品	北斗市 (北斗市)	
	85	H29.3.31	青苗遺跡出土品	奥尻町 (奥尻町)	
	86	H30.3.30	巖島神社本殿	増毛町	
	87	H30.3.30	巖島神社奉納絵馬	増毛町	
有形民俗文化財	1	S38.12.24	江差姥神町横山家	江差町	
	2	S38.12.24	江差町姥神大神宮祭礼山車神功山人形及び附属品	江差町	
	3	S38.12.24	江差町姥神大神宮祭礼山車松寶丸及び附属品	江差町	
	4	S52.9.11	求福山山車の人形その他附属品	松前町	
	5	H19.3.20	石狩弁天社の鯨様(妙亀・法鯨大明神像)	石狩市	
	6	H19.3.20	金龍寺の鯨様(龍神・妙亀菩薩・鯨神像)	石狩市	
無形民俗文化財	1	S52.3.11	江差沖揚げ音頭	江差町	
	2	S52.3.11	五勝手鹿子舞	江差町	
	3	S52.3.11	松前祇園ばやし	松前町	
	4	S52.4.13	江差追分	江差町	
	5	S57.6.30	江差三下り	江差町	
	6	S57.6.30	江差餅つき囃子	江差町	
	7	H31.3.19	姥神大神宮渡御祭	江差町	
	8	H32.5.19	金刀比羅神社例大祭	根室市	
	9	H32.5.19	釧路鳥取きりん獅子舞	釧路市	
史跡	1	S25.8.28	地鎮山環状列石	小樽市	
	2	S26.9.6	西崎山環状列石	余市町	
	3	S26.9.6	浦幌新吉野台細石器遺跡	浦幌町	
	4	S32.1.29	宗谷の護国寺跡	稚内市	
	5	S32.1.29	斜里朱円周堤墓群	斜里町	
	6	S32.12.20	神居古潭竪穴住居遺跡	旭川市	
	7	S38.12.24	静内御殿山墳墓群	新ひだか町	
	8	S38.12.24	門別富仁家墳墓群	日高町	
	9	S39.10.3	オムサロ台地竪穴群	紋別市	
	10	S41.7.7	十勝ホロカヤントー竪穴群	大樹町	
	11	S41.7.7	浜頓別クッチャロ湖畔竪穴群	浜頓別町	

史跡	12	S41.7.7	鷗川盛土墳墓群	むかわ町	(追加指定・一部解除) S59.3.12
	13	S41.7.7	厚岸神岩砦跡及び竪穴群	厚岸町	
	14	S42.3.17	開拓使三角測量勇払基点	苫小牧市	(追加指定・一部解除) H10.3.24
	15	S42.3.17	古武井熔鉱炉跡	函館市	
	16	S42.3.17	女那川煉瓦製造所跡	函館市	
	17	S42.3.17	恵山貝塚	函館市	
	18	S42.3.17	シブノツナイ竪穴住居跡	湧別町	
	19	S42.6.22	朱円竪穴住居跡群	斜里町	(一部解除)S51.5.21
	20	S43.3.29	岩内東山円筒文化遺跡	岩内町	(追加指定・一部解除) H29.3.31
	21	S43.12.18	興部豊野竪穴住居跡	興部町	
	22	S51.5.21	十勝オコッペ遺跡	浦幌町	
	23	S51.5.21	十勝太遺跡群	浦幌町	
	24	H12.5.10	野花南周堤墓群	芦別市	
	25	H16.10.8	開拓使三角測量一本木基点	北斗市	
	26	H20.3.18	青苗砂丘遺跡	奥尻町	
名勝	1	S26.9.6	小清水海岸	小清水町	
	2	S26.9.6	羽衣の滝	東川町	
天然 記念物	1	S25.8.28	斜里海岸の草原群落	斜里町	
	2	S32.1.29	中頓別鍾乳洞	中頓別町	
	3	S32.1.29	佐呂間湖畔鶴沼のアッケシソウ群落	湧別町	
	4	S32.1.29	温根湯エゾムラサキツツジ群落	北見市	
	5	S34.9.11	礼文島桃岩付近一帯の野生植物	礼文町	
	6	S36.11.17	当麻鍾乳洞	当麻町	
	7	S37.4.3	札内川流域化粧柳自生地	帯広市	
	8	S38.7.26	更別湿原のヤチカンバ	更別村	
	9	S38.10.18	ユルリ・モユルリ島海鳥繁殖地	根室市	
	10	S38.12.24	羅臼のひかりごけ	羅臼町	
	11	S38.12.24	大津海岸トイトツキ浜野生植物群落	豊頃町	(一部解除)S50.11.22
	12	S38.12.24	大津海岸長節湖畔野生植物群落	豊頃町	
	13	S39.10.3	雨竜沼高層湿原帯	雨竜町	

天然 記念物	14	S39.10.3	白滝の流紋岩球顆	遠軽町	
	15	S40.6.14	二股温泉の石灰華	長万部町	
	16	S42.3.17	樽前山熔岩円頂丘	苫小牧市	
	17	S43.1.18	大正のカシワ林	帯広市	
	18	S43.1.18	茅部の栗林	森町	(一部解除)S53.8.25
	19	S43.1.18	新冠泥火山	新冠町	
	20	S43.3.19	羅臼の間歇泉	羅臼町	
	21	S43.12.18	利尻島のチシマザクラ自生地	利尻町	
	22	S43.12.18	然別湖のオショロコマ生息地	鹿追町・上士幌町	
	23	S46.4.21	稚咲内海岸砂丘林	豊富町	
	24	S47.4.1	厚岸床潭沼の緋鮎生息地	厚岸町	
	25	S47.4.1	乙部鮪ノ岬の安山岩柱状節理	乙部町	
	26	S48.3.14	オシュンコシュン粗粒玄武岩柱状節理	斜里町	
	27	S49.12.6	夕張の石炭大露頭	夕張市	
	28	S49.12.6	帯広畜産大学農場の構造土十勝坊主	帯広市	
	29	S59.3.12	タキカワカイギウ化石標本	滝川市	
	30	H6.6.3	レブンアツモリソウ群生地	礼文町	
	31	H14.3.29	黄金水松	芦別市	
	32	H23.3.15	空知大滝甌穴群	芦別市	
	33	H23.3.15	西別湿原ヤチカンバ群落地	別海町	
	34	H29.9.29	ホベツアラキリュウ化石	むかわ町	
	35	H30.10.30	ヌマタネズミイルカ化石	沼田町	
	36	H32.5.19	ナカガワニシン化石	中川町	

3 国選定文化財一覧

種別	No	登録年月日	名 称	所 在 地	備考
重要伝統的建造物群保存地区	1	H1.4.21	函館市元町末広町伝統的建造物群保存地区	函館市	
重要文化的景観	1	H19.7.26	アイヌの伝統と近代開拓による沙流川流域の文化的景観	平取町	(追加選定) H28.3.1, H30.10.15

4 国登録文化財一覧

種別	No	登録年月日	名 称	所 在 地	備考
有形 文化財 (建造物)	1	H9.5.7	五島軒本店旧館	函館市	
	2	H9.9.3	北海道大学古河記念講堂（旧東北帝国大学農科大学林学科教室）	札幌市	
	3	H10.7.23	旧国鉄根北線越川橋梁	斜里町	
	4	H10.9.2	北星学園創立百周年記念館（旧北星女学校宣教師館）	札幌市	
	5	H10.9.2	日本キリスト教団札幌教会（旧札幌美以教会堂）	札幌市	
	6	H11.7.8	室蘭市旧室蘭駅舎	室蘭市	
	7	H11.8.23	旧国鉄士幌線勇川橋梁	上士幌町	
	8	H11.8.23	旧国鉄士幌線第三音更川橋梁	上士幌町	
	9	H11.8.23	旧国鉄士幌線第五音更川橋梁	上士幌町	
	10	H11.8.23	旧国鉄士幌線十三の沢橋梁	上士幌町	
	11	H11.10.14	北海道知事公館（旧三井クラブ）	札幌市	
	12	H11.10.14	杉野目家住宅	札幌市	
	13	H12.2.15	旧丹波屋旅館和館	中頓別町	
	14	H12.2.15	旧丹波屋旅館洋館	中頓別町	
	15	H12.4.28	北海道大学農学部博物館バチエラー記念館	札幌市	
	16	H12.4.28	北海道大学附属植物園庁舎（旧札幌農学校動植物学教室）	札幌市	
	17	H12.4.28	北海道大学旧札幌農学校昆虫及養蚕学教室	札幌市	
	18	H12.4.28	北海道大学旧札幌農学校図書館読書室	札幌市	
	19	H12.4.28	北海道教育大学函館校北方教育資料室（旧函館師範学校）	函館市	
	20	H12.4.28	北海道大学農学部附属苫小牧地方演習林森林記念館（旧標本貯蔵室）	苫小牧市	
	21	H12.4.28	北海道大学文学部二風谷研究室（旧マンロー邸）	平取町	
	22	H12.4.28	北海道大学旧札幌農学校図書館書庫	札幌市	
	23	H12.4.28	プレイリー・ハウス（旧佐田邸）	函館市	
	24	H12.9.26	エドウィン・ダン記念館（旧北海道庁真駒内種畜場事務所）	札幌市	
	25	H13.4.24	函館中華会館	函館市	
	26	H13.8.28	旧西岡水源池取水塔	札幌市	
	27	H13.8.28	北海道林木育種場旧庁舎	江別市	

有形 文化財 (建造物)	28	H13.8.28	根室市明治公園第一サイロ	根室市	
	29	H13.8.28	根室市明治公園第二サイロ	根室市	
	30	H13.8.28	根室市明治公園第三サイロ	根室市	
	31	H13.8.28	旧中村平八郎家住宅主屋	むかわ町	
	32	H13.8.28	旧国鉄富内線富内駅舎	むかわ町	
	33	H13.8.28	旧国鉄富内線富内駅プラットフォーム	むかわ町	
	34	H13.8.28	旧国鉄富内線富内駅構内線路	むかわ町	
	35	H13.11.20	上川倉庫事務所	旭川市	
	36	H13.11.20	上川倉庫一号倉庫	旭川市	
	37	H13.11.20	上川倉庫二号倉庫（リハーサルホール）	旭川市	
	38	H13.11.20	上川倉庫三号倉庫（チェアーズギャラリー）	旭川市	
	39	H13.11.20	上川倉庫八号倉庫	旭川市	
	40	H13.11.20	上川倉庫十号倉庫（デザインギャラリー）	旭川市	
	41	H13.11.20	上川倉庫十一号倉庫（大雪地ビール館）	旭川市	
	42	H13.11.20	あさでん春光整備工場（旧陸軍第七師団騎兵第七連隊覆馬場）	旭川市	
	43	H13.11.20	松岡家住宅	旭川市	
	44	H13.11.20	最創山光岸寺本堂	旭川市	
	45	H14.2.14	旧北陸銀行江別支店	江別市	
	46	H14.6.25	遺愛学院講堂	函館市	
	47	H15.1.31	石崎漁港トンネル	上ノ国町	
	48	H15.1.31	旧国鉄土幌線第六音更川橋梁	上士幌町	
	49	H15.1.31	旧国鉄土幌線音更トンネル	上士幌町	
	50	H17.2.9	ニッカウキスキー北海道工場事務所棟	余市町	
	51	H17.2.9	ニッカウキスキー北海道工場蒸溜棟	余市町	
	52	H17.2.9	ニッカウキスキー北海道工場貯蔵棟	余市町	
	53	H17.2.9	ニッカウキスキー北海道工場リキュール棟	余市町	
	54	H17.2.9	ニッカウキスキー北海道工場第一乾燥塔	余市町	
	55	H17.2.9	ニッカウキスキー北海道工場第二乾燥塔	余市町	
	56	H17.2.9	ニッカウキスキー北海道工場研究室	余市町	
	57	H17.2.9	ニッカウキスキー北海道工場旧竹鶴邸	余市町	

有形 文化財 (建造物)	58	H17.2.9	ニッカウキスキー北海道工場第一貯蔵庫	余市町	
	59	H17.7.12	函館大手町ハウス（旧浅野セメント函館営業所）	函館市	
	60	H17.7.12	遺愛学院（旧遺愛女学校）謝恩館	函館市	
	61	H18.3.27	J R 小樽駅本屋	小樽市	
	62	H18.3.27	J R 小樽駅プラットホーム	小樽市	
	63	H18.3.27	熊谷家住宅主屋	北斗市	
	64	H18.10.18	旧北炭夕張炭鉱専用鉄道高松跨線橋	夕張市	
	65	H18.10.18	旧北炭夕張炭鉱天龍坑人車斜坑坑口	夕張市	
	66	H18.10.18	旧北炭夕張炭鉱天龍坑資材斜坑坑口	夕張市	
	67	H18.10.18	旧北炭夕張炭鉱模擬坑道	夕張市	
	68	H18.10.18	旧北炭夕張炭鉱高松ズリ捨線拱橋	夕張市	
	69	H18.10.18	旧北炭夕張炭鉱高松ズリ捨線スキップ隧道	夕張市	
	70	H18.10.18	旧北炭夕張炭鉱高松ズリ捨線ベルト隧道西坑門	夕張市	
	71	H18.10.18	小林酒造旧事務所（蔵元北の錦記念館）	栗山町	
	72	H18.10.18	小林酒造旧ビール庫・缶詰資材庫（大正・昭和の暮らし館）	栗山町	
	73	H18.10.18	小林酒造旧精米場（酒の郷なつかしホール）	栗山町	
	74	H18.10.18	小林酒造旧資材庫（昔の酒道具展示館）	栗山町	
	75	H18.10.18	小林酒造一番蔵	栗山町	
	76	H18.10.18	小林酒造二番蔵	栗山町	
	77	H18.10.18	小林酒造三番蔵	栗山町	
	78	H18.10.18	小林酒造四番蔵	栗山町	
	79	H18.10.18	小林酒造五番蔵	栗山町	
	80	H18.10.18	小林酒造六番蔵	栗山町	
	81	H18.10.18	小林酒造製麴室	栗山町	
	82	H18.10.18	小林酒造蒸米場	栗山町	
	83	H18.10.18	小林家住宅主屋	栗山町	
	84	H18.11.29	旧幌向駅通所	南幌町	
	85	H19.7.31	斉藤家住宅（旧盛田家住宅）主屋	森町	
	86	H19.7.31	順誓寺本堂	津別町	
	87	H19.10.2	北村家住宅主屋（旧土田旅館）	中標津町	

有形 文化財 (建造物)	88	H20.3.7	星槎大学（旧頼城小学校）校舎	芦別市	
	89	H20.3.7	星槎大学（旧頼城小学校）体育館	芦別市	
	90	H20.10.23	旧上藻別駅通所	紋別市	
	91	H21.1.8	旧三井芦別鉄道炭山川橋梁	芦別市	
	92	H21.8.7	北海道立根釧農業試験場（旧北海道農事試験場根室支場）農具庫	中標津町	
	93	H21.8.7	北海道立根釧農業試験場（旧北海道農事試験場根室支場）種苗倉庫	中標津町	
	94	H21.8.7	伝成館（旧北海道農事試験場根室支場庁舎）	中標津町	
	95	H21.8.7	中標津町郷土館緑ヶ丘分館（旧北海道農事試験場根室支場陳列館）	中標津町	
	96	H21.8.7	正行寺鐘楼	厚岸町	
	97	H22.9.10	黒田家住宅主屋	札幌市	
	98	H22.9.10	黒田家住宅蔵	札幌市	
	99	H22.9.10	黒田家住宅表門	札幌市	
	100	H22.9.10	黒田家住宅石塀	札幌市	
	101	H22.9.10	旧青山家別邸主屋	小樽市	
	102	H22.9.10	旧青山家別邸文庫蔵	小樽市	
	103	H22.9.10	旧青山家別邸板塀	小樽市	
	104	H23.10.28	夕張鹿鳴館（旧北炭鹿ノ谷倶楽部）	夕張市	
	105	H24.2.23	高龍寺本堂	函館市	
	106	H24.2.23	高龍寺開山堂	函館市	
	107	H24.2.23	高龍寺山門及び袖塀	函館市	
	108	H24.2.23	高龍寺防火塀	函館市	
	109	H24.2.23	高龍寺金毘羅堂	函館市	
	110	H24.2.23	高龍寺水盤舎	函館市	
	111	H24.2.23	高龍寺鐘楼	函館市	
	112	H24.2.23	高龍寺宝蔵	函館市	
	113	H24.2.23	高龍寺位牌堂	函館市	
	114	H24.2.23	高龍寺土塀	函館市	
	115	H24.8.13	沼田家住宅旧第二りんご倉庫	札幌市	
	116	H24.8.13	柳田家住宅旧りんご蔵	札幌市	
	117	H24.8.13	博物館網走監獄煉瓦造独居房	網走市	

有形 文化財 (建造物)	118	H24.8.13	博物館網走監獄鏡橋入口哨舎	網走市	
	119	H24.8.13	博物館網走監獄鏡橋出口哨舎	網走市	
	120	H24.8.13	博物館網走監獄西門哨舎	網走市	
	121	H24.8.13	博物館網走監獄裏門	網走市	
	122	H24.8.13	博物館網走監獄裏門哨舎	網走市	
	123	H25.6.21	旧岡田家住宅主屋	旭川市	
	124	H25.6.21	旧岡田家住宅蔵	旭川市	
	125	H25.6.21	山崎家住宅主屋	旭川市	
	126	H25.6.21	旧瀬戸家住宅主屋	稚内市	
	127	H26.10.7	遠藤家住宅主屋	札幌市	
	128	H26.10.7	遠藤家住宅蔵	札幌市	
	129	H26.10.7	遠藤家住宅南石蔵	札幌市	
	130	H26.10.7	遠藤家住宅北石蔵	札幌市	
	131	H26.10.7	遠藤家住宅表門	札幌市	
	132	H26.10.7	遠藤家住宅塀	札幌市	
	133	H26.12.19	飯田家住宅座敷棟	日高町	
	134	H27.11.17	旭川市市民活動交流センター市民活動支援棟（旧国鉄旭川車両センター木機乾燥場）	旭川市	
	135	H27.11.17	旭川市市民活動交流センターホール棟（旧国鉄旭川車両センター第二木機職場）	旭川市	
	136	H27.11.17	北海道護国神社平成館（旧陸軍第七師団北鎮兵事記念館）	旭川市	
	137	H27.11.17	飯田家住宅主屋	日高町	
	138	H28.11.29	旧藤澤家住宅主屋	函館市	
	139	H28.11.29	函館YWC A会館	函館市	
	140	H29.6.28	宮本商産旧本社ビル	帯広市	
	141	H29.6.28	旧国鉄士幌線糠平川橋梁	上士幌町	
	142	H29.6.28	旧国鉄士幌線三の沢橋梁	上士幌町	
	143	H29.6.28	旧国鉄士幌線幌加駅プラットホーム	上士幌町	
	144	H31.3.29	旧肥田製陶工場（EBRI）	江別市	
	145	H31.9.10	札幌市旧三菱鉱業寮	札幌市	
	146	H31.12.5	函館公園こどものくに空中観覧車	函館市	
	147	H31.12.5	網走市立郷土博物館本館	網走市	

有形 文化財 (建造物)	148	H31.12.5	網走市立郷土博物館新館	網走市	
	149	H31.12.5	旧大野家住宅主屋（旧大野組事務所兼主屋）	士別市	
	150	H31.12.5	幌泉灯台記念塔	えりも町	
記念物	1	H18.1.26	函館公園	函館市	

5 国選択文化財一覧

種別	No	選択年月日	名 称	備考
記録作 成等の 措置を 講ずべ き無形 の民俗 文化財	1	S31.3	アイヌのユーカラ	
	2	S35.3	アイヌの建築技術及び儀礼	
	3	S50.12.8	阿寒のアイヌ古式舞踊	
	4	S50.12.8	春採のアイヌ古式舞踊	
	5	H7.12.26	松前神楽	



令和2年度文化芸術振興費補助金
(地域文化財総合活用推進事業)

北海道文化財保存活用大綱

発行者：北海道教育委員会

担 当：北海道教育庁生涯学習推進局文化財・博物館課

〒060-8544 札幌市中央区北3条西7丁目

(電話) 011-204-5749